

「国家神道」論の系譜（上）

新 田 均

□ 要 旨

本稿は「国家神道」に関する代表的な議論を系統的に整理することを目的とする。整理の方法として、「国家神道」論を、「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論とに区分した。ここでいう「狭義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道の国家管理状態に限定して理解しようとするものを指し、「広義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道以外の宗教をも包含する広範な国家的宗教制度として理解しようとするものを指している。そして、「広義の国家神道」論の系譜をたどりつつ、適宜、「狭義の国家神道」論によって提起された問題点に触れるという形で記述を進めた。本稿で取り上げた「広義の国家神道」論者は、藤谷俊雄氏、村上重良氏、宮地正人氏、中島三千男氏、安丸良夫氏である。

□ キーワード

国家神道 政教関係 皇室祭祀 神社神道 教育勅語

目次

はじめに

一、「国家神道」論整理の視点

二、神道指令

(1) 「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論との混在

(2) 「広義の国家神道」論の要点

三、藤谷俊雄氏の「国家神道」論

(1) 藤谷「国家神道」論の意義

(2) 神道指令との共通点

(3) 神道指令との相違点Ⅱ 「国家神道」概念の拡大

四、村上重良氏の「国家神道」論

(1) 村上「国家神道」論の意義

(2) 村上「国家神道」論の構造

(3) 時代区分の設定

(4) その他の特徴

(5) 村上「国家神道」論に対する批判

「国家神道」研究史年表

五、宮地正人氏の「国家神道」論 ―（以下次号）―

- (1) 宮地「国家神道」論の意義
- (2) 「国家神道」の定義
- (3) 「国家神道」の確立過程

六、中島三千男氏の「国家神道」論

- (1) 中島「国家神道」論の意義
- (2) 「国家神道体制」の基本構造
- (3) 時代区分の再設定
- (4) 各時期の特徴

七、安丸良夫氏の「国家神道」論

- (1) 安丸「国家神道」論の意義
- (2) 「日本型政教分離」の成立過程と内実
- (3) 安丸説におけるイデオロギーの特色
- (4) 「日本型政教分離」に対する安丸氏自身の評価
- (5) 安丸氏の他の論者に対する批判と評価

おわりに

はじめに

いわゆる「国家神道」論は、昭和に流行った研究であった。平成に入ると、かつての「国家神道」研究者の関心は、国民国家（特に、その中における「伝統」）の検討という方向に向い、「国家神道」が正面から取り上げられることは少なくなつた（文末の「国家神道」研究史年表、参照）。この原因として、平成に入つてからの御大葬・御大札の挙行が、論者の関心を天皇に関わる国家儀礼及びそれを受容している国民文化の検討へと向かわせたこと、徐々に進展してきた「国家神道」に関する実証研究の蓄積が安易な言及を困難にしたこと、E・ホブズボウムらによつて提唱された「創出された伝統」という概念が日本の研究者に新たな拠所を提供したこと、^①などが考えられる。

他方でこのような状況の出現は、「国家神道」が盛んに論じられていた時代とは異なつて、「国家神道」論全体を俯瞰することをようやく可能にしたとも言えよう。本稿はそのような認識に立つて、平成二年六月の神道史学会における筆者の発表に修正を加えて、「国家神道」論の系統的な整理を試みたものである。^②

すでに流行遅れになつてしまつた議論を整理して何の意味があるのかという批判もあるであろう。しかし、学説の当否は流行り廃りによつて決せらるべきものではなく、論理と認識の的確さによつて決定されるべきものだと思う。そして、学問の発展というのは、古い学説を置き去りにすることによつてではなく、それを吟味して乗り越えることによつてのみ可能となるというのが筆者の立場である。^③

一、「国家神道」論整理の視点

「国家神道」論の整理は、すでに幾人かの論者によって行われているが、本稿は筆者独自の立場からあらためてそれを試みようとするものである。⁴⁾筆者の立場は、「国家神道」論を「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論とに分けて理解しようとするものである。ここでいう「狭義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道の国家管理状態に限定して理解しようとするものを指し、「広義の国家神道」論とは、「国家神道」を神社神道以外の宗教をも包含する広範な国家的宗教制度として理解しようとするものを指している。

この立場から見ると、従来の代表的な論者たちの理論は、左の図のように整理できると思われる。

「広義の国家神道」論

「狭義の国家神道」論

加藤玄智

D・C・ホルトム

戦前の政府の見解

← 神道指令 「主流化のきっかけ」

← 藤谷俊雄 「時間的空間的拡大」

← 「国家神道」論の系譜（上）（新田）

村上重良〔理論的整備〕

← 宮地正人〔修正〕

中島三千男〔再構築〕

安丸良夫〔解体的再構築〕

葦津珍彦〔発展〕

← 西田廣義〔々〕

阪本是丸〔々〕

「広義の国家神道」論は、戦前の加藤玄智やD・C・ホルトムの議論に発し、神道指令によって主流化のきっかけをつかみ、藤谷俊雄氏によって時間的にも空間的にも拡大された。そして、藤谷氏によって拡大された議論を学説として整理したのが村上重良氏であった（この理論は今だに一般的な「国家神道」イメージの基礎となっている）。しかし、その後、村上氏の理論はさまざまな批判にさらされ、そのままの形で継承することは困難な状況となった。そこで、宮地正人氏による修正、中島三千男氏による再構築、安丸良夫氏による解体的再構築が試みられることになった。

他方、「狭義の国家神道」論は、戦前の政府の見解に発し、葦津珍彦氏、西田廣義氏、阪本是丸氏らによって発展させられてきた。しかし、「狭義の国家神道」論においては、神社神道の国家管理状態を越えた（あるいは、それを包含した）宗教制度への言及はなく、近代日本の宗教制度の大枠（全体像）が示されることもなかった。そのため、「狭義の国家神道」論は、「広義の国家神道」論に対する部分的な批判という地位に甘んじざるをえず、「国家神道」論の主流を占めることはできなかった。

したがって、以下においては、「広義の国家神道」論の系譜をたどりつつ、適宜、「狭義の国家神道」論によって提起された問題点に触れるという形で記述を進めることにする。⁵⁾

二、神道指令

(1) 「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論との混在

神道指令は、「国家神道」の解体を目的としたものであったが、そこには「狭義の国家神道」論と「広義の国家神道」論とが混在していた。まず、「狭義の国家神道」論は、2条c項の「国家神道」の定義の中に現れている。

本指令の意味する国家神道 [State Shinto] なる用語は、日本政府の法令に依って宗派神道或は教派神道と區別せられたる神道の一派、即ち国家神道乃至神社神道 [State Shinto, National Shinto, or Shrine Shinto] として、一般に知られたる非宗教的なる国家的祭祀として類別せられたる神道の一派 (国家神道或は神社神道 [Kokka Shinto or Jinja Shinto]) を指すものである。

他方、「広義の国家神道」論は、神道指令に付与された名称に現れている。

国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並に弘布の廃止に関する件 [Abolition of Governmental Sponsorship, Support, Perpetuation, Control, and Dissemination of State Shinto (Kokka Shinto, Jinja Shinto)] (傍線引用者)

このように、指令全体を包括する名称に「国家神道」が用いられたことにより、本指令によって禁止された事項のすべてが「国家神道」の構成要素と見なされる可能性が生まれた。⁶⁾

神道指令に掲げられた主な禁止事項は以下のようなものである。

* 神社神道に対する国家機関の支援・監督

「国家神道」論の系譜 (上) (新田)

* 神祇院

* 神道研究・教育を目的とする公立学校

* 一般公立学校における神道教育および神道的施設の設置

* 官吏の神社参拝

* 「国体の本義」「臣民の道」などの公的機関による刊行

* 「大東亜戦争」「八紘一宇」などの用語の公文書における使用

* 軍国主義乃至過激なる国家主義的イデオロギーの宣伝弘布

そして、宣伝弘布を禁ぜられた「軍国主義乃至過激なる国家主義的イデオロギー」とは以下のようなものであると定義されていた。

本指令中に用いられている「軍国主義乃至過激なる国家主義的イデオロギー」なる語は、日本の支配を以下に掲ぐる理由のもとに、他国乃至他民族に及ぼさんとする日本の使命を擁護し、或は正当化する教え、信仰、理論を包含するものである。

(1)、日本の天皇はその家系、血統或は特殊なる起源の故に、他国の元首に優るとする主義。

(2)、日本の国民はその家系、血統或は特殊なる起源の故に、他国民に優るとする主義。

(3)、日本の諸島は神に起源を発するが故に、或は特殊なる起源を有するが故に、他国に優るとする主義。

(4)、その他、日本国民を欺いて侵略戦争に乗り出さしめるような、あるいは、他国民との争いを解決する手段としての武力の行使を賛美するような傾向を有する主義。

(2) 「広義の国家神道」論の要点

神道指令に表れている「広義の国家神道」論を整理すると以下のようになることができるであろう。「国家神道」とは、

(1)、まず、戦争の元凶たる軍国主義乃至過激なる国家主義的イデオロギーであり、

(2)、さらに、そのイデオロギーの国民への注入装置（「狭義の国家神道」はその一部）である。

但し、ここで注目しておくべきことは、皇室祭祀は指令の直接の対象とはされていなかったということである。⁽⁷⁾

以上のような「広義の国家神道」論は、神道指令実施のための占領中の諸政策や、戦後の様々な議論によって、「国家神道」論の主流となつていった（「広義の国家神道」論が戦後に主流化した原因の一つとして、文部省の宗務課に籍をおいた研究者たちによって、加藤玄智の学説が戦前の通説であつたとする解釈が広められた事実も見逃せない。梅田義彦『日本宗教制度史』昭和三七年一月、百華苑、四〇九—一〇頁。井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』昭和四四年六月、第一書房、四一頁）。以下においては、「広義の国家神道」論における代表的な論者の理論を、その主要著作を中心として、主に構造と時代区分とに焦点を当てて論じることとする。

三、藤谷俊雄氏の「国家神道」論

(1) 藤谷「国家神道」論の意義

「国家神道」論の系譜（上）（新田）

神道指令における基本認識を継承しつつ、「国家神道」の成立過程を説明しようとして、「広義の国家神道」概念をさらに拡大させたのが、藤谷俊雄「国家神道の成立」（『日本宗教史講座』第一巻、三一書房、昭和三四年六月）であった。

(2) 神道指令との共通点

まず、藤谷氏の理論を神道指令の認識を継承したものであると見なすことができる根拠として、藤谷説における「国家神道」論と神道指令との共通点を指摘しておこう。

(1)、まず、「国家神道」をイデオロギー及びその注入装置として捉えていることである。

「日本の国家神道は一九世紀後半の国際国内情勢のもとで、絶対主義天皇制を支える宗教的思想的イデオロギーとして、支配者たちによって組織されたものである」(二八九頁)⁽⁸⁾

(2)、つぎに、「国家神道」が戦争との関連で捉えられていることである。

「たび重なる侵略戦争の勝利は天皇を祭主とする国家神道に対する支持を二層強めることになり、天皇制ファシズム化の有力な推進力の一つとなった」(二九〇頁)⁽⁹⁾

(3) 神道指令との相違点Ⅱ 「国家神道」概念の拡大

それでは、次に、藤谷氏によって「国家神道」概念が拡大されたと考える根拠として、(1)、イデオロギーの拡大、

(2)、イデオロギー装置の拡大、(3)、存在期間の拡大の三点について述べてみよう。

(1)、まず、注入されるべきイデオロギーの拡大について。神道指令が国家神道イデオロギーとして排除したものは、昭和期のイデオロギー（軍国主義乃至過激なる国家主義的イデオロギー）であったが、藤谷氏は、それを近代国家の建設にあたって日本が選択した国家原理（天皇を中心に仰ぐナショナリズム）にまで拡大した。

「絶対主義への傾斜をしめしつあつた支配階級が、天皇を絶対君主とする統一国家形成のためのイデオロギーとして国家神道を採用するに至つた」(二五七頁)

(2)、イデオロギー理解の拡大を受けてイデオロギー注入装置の理解も拡大し、神道指令には無かつた構成要素が付け加えられた。

①、まず、神社の国家管理状態について。これは、もちろん、神道指令にも掲げられている「国家神道」の基本的構成要素であるが、後の論者の基本認識とも関連するため、ここで藤谷氏の記述を紹介しておくことにする。「この時期〈明治初期〉に定められた諸制度のうち多くのものがのちの国家神道を構成する重要な部分として存続するのであるが、その一つが神社制度である。」(二七五頁)

「神社制度は七三〈明治六〉年をピークとしておよそ八七〈明治二〇〉年までに一応成立したのである。広い民間信仰にささえられた諸神社を包みこんで、その上に天皇の祖神とその功臣、さらに近世封建支配者を組みこんだ神社のヒエルアルキーを造りあげ、これを全体として国家の統制のもとにおき、日本人の神に対する信仰を絶対主義支配の支柱にしようとしたものにはかならない。」(二七六頁)

「神宮および官・国幣社は全く官立化し、ここに国家神道の基礎が確立された」(二七七頁)

「七五〈明治八〉年天皇の裁許を経て官・国幣社における「神社祭式」が公布され、府県社以下もこれに準

扱すべきものとされ、七七（明治一〇）年には同じ手続きによって「神宮明治祭式」が制定され、これらとともにその後の国家神道における祭式の基礎となった。」（二七七頁）

②、これ以降が神道指令には無い要素である。まず、宮中祭祀。

「神社とともに国家神道の重要な構成部分である宮中祭祀」（二七七頁）

「これらの祝祭日（元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭）

を休日とし宮中において天皇が親祭して、祭事を営むと同時に全国の神社でも祭祀を行わせ、官庁・学校などでも同様祭典を執行させ、国民はその信じる宗教のいかに拘らず、この国家的祭典に参列する義務があるものとされた。このことは神道国教政策が修正されてのちも永く変ることはなかった。」（二七七頁）

「〇八（明治四一）年皇室祭祀令、〇九年登極令その他が公布され、祭祀が天皇の大権に属することが明らかに定められて、天皇を祭主とする国家神道の形態がますます整えられた。」（二八四頁）

③、明治一五年における神官と教導職との分離。

「維新政府の神道国教政策がその基盤を神社の上においたために、一たん信教自由の世論が高まり、政府も、この主張を認めなければならぬようになると、神社に対する国民の崇敬も当然自由とせねばならなくなる。しかしこのことは天皇政府にとっては重大な問題であった。いまや神社制度は天皇制を支える宗教的イデオロギーにもとづいて再組織され、それは国家の行政機構のなかに組込まれてしまったのである。いまさらこれを切離すことは国民思想に大混乱を与え、天皇制の基礎觀念の崩壊を来させる恐れがないとはいえない。おそらく政府の指導者たちは苦慮したに違いない。」（二七八頁）

「そこで政府がとった方針は、国家神道（神社）と諸派神道に分離することであった。」（二七九頁）

「国民に対する神社崇拜の強制と信教自由との矛盾をごまかすため、彼らの金科玉条の口実である、「神社は宗教ではない」というえせ事実を作ろうとするものであった。」(二八〇頁)

「支配階級の最後のよりどころである天皇制の維持のために、右のような宗教政策の改革がおこなわれたことが読みとられるのである。」(二八〇頁)

④、帝国憲法。

帝国憲法については、まず、発布当日の賢所におけるお告文の朗読を取り上げて「憲法の内容そのものより先に、憲法発布の形式がすでに神権的であった」(二八一頁)とし、憲法の第一条と第三条は「天皇の神話的な性格に対する信仰を国民に強制するための規定」(二八二頁)であったとする。そして、第二八条については「天皇の「神聖」「万世一系」の承認や神社やその祭神に対する「崇敬」は「臣民タルノ義務」であり、従ってこれを否定することは「安寧秩序ヲ妨ゲ」るものとされた」(二八二頁)とし、したがって、この規定は「国家神道あるいは「天皇教」とも称すべき一種の宗教信仰を国民に強いるものであった」(二八二頁)と述べている。そして、「憲法起草者は最初から宗教にかわるべき「機軸」として「君権」をおくことを考えていたのである。このような君権思想を支えるものとして国家神道が形成されたのであった」(二八二―三頁)と結論づけている。

⑤、教育勅語。

「天皇を絶対君主であると同時に国民道徳の根源としようとしたものであって、その「勅語」じたいの取扱いが全く天皇教の「経典」また「聖書」として扱われ、それじしんの崇拜が強制された。」(二八三頁)

(3)、イデオロギー装置の拡大は、当然の結果として、「国家神道」の存在期間についての解釈も拡大させた。藤谷

氏は、幕末における孝明天皇の諸社に対する攘夷祈願や神祇官再興運動を「国家神道の復活」(二五七頁)と捉え、続いて慶応三年末から明治四年までを「神道国教政策」(二六〇頁)とし、さらに明治四年から敗戦までを一貫して「国家神道の成立」(二七一頁)というタイトルの下で論じている。明治四年以降については、いくつかの主要な出来事が取り上げられて、時代区分らしきものが行われている(ただし、それらの期間におけるイデオロギー内容の変化については、特に論じられてはいない)。以下にその出来事を列挙してみよう。

①、平田派の後退・神祇官の廃止

「維新政府の宗教政策は一八七一(明治四)年をもって一つの転換を迎えるようである。」(二七一頁)

②、明治一〇年の教部省の廃止

「七七(明治一〇)年の教部省廃止で維新第二期の宗教史を終るのである。」(二七五頁)

③、神官教導職の分離

④、帝国憲法・教育勅語の制定

⑤、日清・日露戦争の勝利

「日清・日露の両戦争とその勝利は、天皇制の基礎を固めると同時に、そのイデオロギー的支柱である国家神道をも確立することになった」(二八四頁)

* 明治二七年「府県社以下神社の神職に関する件」

* 二九年「神宮司庁官制」

* 三五年「官国幣社職制」「官国幣社及神宮神部署神職任用令」

* 三九年「官国幣社経費に関する件」「府県社以下神社の神饌幣帛料供進に関する件」

* 四一年「皇室祭祀令」

* 四二年「登極令」

以上*印の政策によって「天皇を祭主とする国家神道の形態がますます整えられた」(二八四頁)とする。

* 台湾神社・朝鮮神宮の創建

* 大正九年の明治神宮の竣功

⑥、ファシズムと戦争の時期

* 昭和一二年の林銑十郎内閣の「祭政一致」政策

* 海外神社の創建

* 歴代天皇を祭神とする神社の厚遇

* 昭和一五年の神祇院の設置

* 国民に対する神社参拝・宮城遙拝の強制

* 「神風」特攻隊の名称

* 不敬罪・治安維持法による弾圧⁽¹²⁾

四、村上重良氏の「国家神道」論

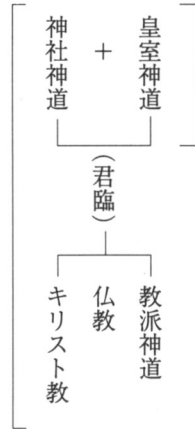
(1) 村上「国家神道」論の意義

藤谷氏が導入した新たな構成要素相互の関係を明確にして体系化し、拡大した期間の時代区分を行い、簡略にすまされた部分を補ったのが、村上重良「国家神道」(岩波新書、昭和四五年二月)であった。

(2) 村上「国家神道」論の構造

村上氏は「国家神道」とは「神社神道と皇室神道を直結して形成された特異な民族宗教であった」(七八頁¹³)とし、この「国家神道」が「超宗教の国家祭祀として神仏基の公認宗教に君臨」(七九頁)していたとして、その状態を「国家神道体制」(七九頁)と名づけた。そして、この体制を支えるものとして、帝国憲法は「国家神道の、天皇と直結する公法上の地位を確立」(二二八頁)し、教育勅語は「国家神道のイデオロギー的基礎」(七九頁)となり、「国家神道の事実上の教典」(二三七頁)とされ、さらに、治安維持法が「近代天皇制国家の国体の教義を守るための弾圧法」(二九七頁)として制定され、宗教団体法も「天皇制ファシズムによる宗教の統制と利用を完璧にするための宗教法」(二〇四頁)として制定されて行ったとする。このように、「国家神道」論を「国家神道体制」論へと展開させて、構造化したところに村上「国家神道」論の著しい特徴がある。これを図に示せば左のようになる。

〔国家神道〕



〔国家神道体制〕

- * 帝国憲法
- * 教育勅語
- * 治安維持法
- * 宗教団体法

(3) 時代区分の設定

さらに村上氏は、藤谷氏によって拡大された「国家神道」の存続期間を四つの時期に区分して、それを「国家神道」が次第に強化されていく一連の段階として描いてみせた。

(一) 形成期 明治維新(一八六八年)～明治二〇年代初頭(一八八〇代末)

〔近代天皇制国家成立期の国家神道である。明治維新当初の神道国教化政策にかわり、明治一〇

年代には、祭祀と宗教の分離によって国家神道の基本的性格がさだまった。」(七八頁)

(二) 教義的完成期 帝国憲法發布(一八八九年)～日露戦争(一九〇五年)

「近代天皇制確立期の国家神道である。——(中略)——この段階で、国家神道の教義は、敬神崇祖を主軸とする国体の教義として完成した。」(七九頁)

(三) 制度的完成期 明治三〇年代末(一九〇〇年代後半)～昭和初期(一九三〇年代初頭)

「日本資本主義が帝国主義化した時期の国家神道である。内務省による神社行政が確立して神社の整理が行われ、官国幣社への国庫供進金制度がつくられるとともに、祭式等の神社制度が完成した。」(七九頁)

(四) ファシズム的国教期 満州事変(一九三一年)～太平洋戦争敗戦(一九四五年)

「天皇制ファシズムの時期の国家神道である。——(中略)——国家神道は、この段階に絶頂期を迎え、国民にたいする精神的支配の武器としての真価を、遺憾なく發揮した。」(八〇頁)。

(4) その他の特徴

構造の整理、時代区分の他に、村上「国家神道」論の特徴を述べれば、国民に注入されるべきイデオロギーの内容を明確にしたこと、さらに、そのイデオロギーの内容が時期によって変化していることを指摘したことを挙げることができよう。

(1)、イデオロギー内容の明確化について。

村上氏は「国家神道の教義」は、教義的完成期に出来上ったとし、それは即ち「国体の教義」であり、天皇崇拜を首軸とし、排外主義をもたらすものであったと主張している。

「国家神道教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国が掲げる国体観念であった。」(一四二頁)

「国体の教義は、何よりもまず、神である天皇が統治する大日本帝国の神聖性の主張であり、その根柢は、古代国家がつくりあげた記紀の政治神話にあった。『古事記』『日本書紀』は「神典」と称され、国家権力は、記紀神話を日本の正統神話として位置づけて、天孫降臨をはじめとする一連の政治神話を学校教育の重要なテーマとした。政府は、この正統神話にたいする批判はもとより、客観的な研究や疑問の提示すらも、さびしく禁圧した。」(一四一―二頁)

「国家神道体制の下では、神話がそのまま国家権力のイデオロギー的基礎であり、政府は正統神話を確立することによって、天皇の名による政治支配を正当化した。大日本帝国では、神話はまさしく政治の次元で生きており、それゆえ政府は、神話を、国民に教え込み、ひたすら信じさせる必要があったのである。」(一四二頁)

「神話は、疑うことを許さない事実とされ、ここに発する世界に冠たる国体の優越性への確信と、神に率いられる日本民族という選民意識が、排外的民族主義のゆたかな土壌となった。」(一四二―三頁)

(2)、イデオロギー内容の変化について。

まず、形成期におけるイデオロギーについては「この段階での国家神道の教義はふつう大教とよばれ、天皇崇拜と神社信仰が主体であったが、内容はなお流動的であった」(七八―九頁)としている。教義的完成期以降については、制度的完成期において「侵略の教義」が付け加えられたとする。

「日清戦争後、帝国主義の段階に入った日本資本主義は、アジア大陸の経済的軍事的支配をめざす軍国主義の性格を、急速につよめた。国力をあげての日清、日露両戦争をつうじて、国家神道は、その軍事的性格を一挙に顕在化した。国体の教義の中心には、世界における「神国日本」の絶対の優越性の主張と、全世界を指導する聖なる使命意識があり、天皇の名による戦争は、無条件に聖戦として美化された。」(一四四頁)

〔明治二〇年代に確立した国家神道の侵略の教義〕(一九六頁)

さらに、ファシズム的国教期においては、この「侵略の教義」がイデオロギーの中心となったと主張している。

「満州事変の勃発から太平洋戦争にいたる国家神道のファシズム的国教期には、国体の教義の侵略的性格は、戦争の激化とともに増幅され、世界征服をめざす聖戦の正当化が、国家神道教義の中心を占めるにいたった。国体の教義は、内に向つては、天皇の統治を絶対化することに重点があつたが、大日本帝国がアジア大陸への侵略に乗り出すとともに、日本が他民族、他国家を征服し支配する聖なる使命をもっているといふ、おそるべき教義に展開したのである。「聖戦」による世界征服の教義は、第一代神武天皇の「八紘一宇(為宇)」の詔によって根拠づけられた。」(二〇六―七頁)

以上の他に、なお、いくつかの論点を挙げておこう。

(3)、靖国神社について。

「招魂社にはじまる靖国神社は、・・・国家神道の系列に位置づけられた特殊な神社であつたが、日本の対外侵略の拡大とともに、国家神道の軍事的性格を代表する神社として発展し、国体の教義の重要な柱となつた。」(一四四頁)

「靖国神社は、戦没者を護国の英霊として祀り、天皇の参拝という「殊遇」をあたえることによって、戦争のたびに、国民の間に天皇崇拜と軍国主義を普及させるうえで、絶大な役割を果たした。」(一八六頁)

「靖国神社の原理は、．．．天皇の「敵」の死には一顧をもあたえないというインヒューマンな発想に立っていた。靖国の「国」は、どこまでも、大日本帝国のことであり、天皇への忠誠のみが、いっさいの価値基準であった。戦没者は、天皇のために死ぬことによって、生前の所行の是非善悪とは完全に無関係に、神として祀られ、国家は国民にたいして、この神々を礼拝することを強制した。」(一八六―一七頁)

(4)、神社参拝等の強制などについて。

「この次官回答〈昭和七年九月の文部次官のカトリック東京大司教宛〉によって、学校教育においてはもとより、全国民への神社参拝の強制が正当化されることになった。カトリックでは、神社は宗教ではないという理由で、信者の神社参拝を全面的に認め、国家神道と完全に妥協した。しかしプロテスタントでは、．．．教職者、信者による神宮、神社の参拝拒否事件が続発した。」(二〇一頁)

(5)、宗教弾圧について。

「一連の宗教弾圧〈大本教、ひとのみち教団、天理本道など〉は、国体の教義にとつて異端的であったり、正統的な解釈を逸脱した教義をにかけて民衆をとらえ、無視できない有力な勢力を築いていた新宗教にたいする、国家権力の憎悪をこめた攻撃であった。」(二〇三―四頁)

(5) 村上「国家神道」論に対する批判

以上が、村上「国家神道」論の主要な内容である。最後に、村上説に対しての批判、ないし村上説と対立する議論を、構造に関わるもの、時代認識に関わるもの、個別的な要素の認識と評価に関わるものの三つに分類して、その概略を述べてみたい。

(1)、構造に関わるもの。

①、神社神道と皇室神道の「直結」という命題について。

阪本是丸氏は、明治における皇室祭祀と神社祭祀とを比較検討して「直結」論を否定した（『近代の皇室祭祀と国家神道』、大原康男・百地章・阪本是丸共著『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』日本教文社、平成元年一月、二四九―五六、二九三―七頁）。

筆者も、明治憲法制定期の政教関係を検討して、この命題を批判した（『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、平成九年四月、三四二―三頁）。

②、「国家神道」の神仏基に対する「君臨」という命題について。

筆者がこの命題の根拠となっている管長制度の成立理由を検討して、これを批判した（『近代政教関係の基礎的研究』一四六―八頁）

(2)、時代認識に関わるもの。

これについては、村上説は、明治初期と昭和前期のイメージを直結して作り上げられたものであって、近代政教関係全体の認識としては不正確であるとする批判が行われている。

①、中島三千男氏による批判。

「従来の国家神道（体制）研究のその主たる対象は、近代天皇制国家成立期の神道国教化政策期（神祇官、

神祇省時代)であり、またその手直しとも言うべき「総括的皇道主義期」(教部省時代)でありました。そしてこれらの時期のイメージと後の天皇制ファシズム期の「神祇院時代」のイメージとを繋いで国家神道(体制)といわれるもののイメージをつくりあげてきたといっても過言ではないと思います。しかしながら私は、まさに近代天皇制国家の下における国家神道(体制)の成立から確立、そして戦後におけるその崩壊と今日における新たな復活の動きという全過程に孕まれている問題性、および国家神道(体制)の持つ強さと弱さ、孕んでいる矛盾は、内務省下の神社(宗教)行政の分析を通じてはじめて明らかに出来ると考えております。」「(「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立過程―)」「日本史研究」一七六号、昭和五二年四月、一六七頁)

②、安丸良夫氏及び安丸氏よって纏められた諸氏による批判。

「このような見解は、十五年戦争期の超国家主義と神道強制を主要な時代経験の場としてふり返るさいにはそれなりの説得性をもつだろうし、近代日本では、さまざまの変容にもかかわらず、天皇と国家の權威という大枠の支配が貫徹していたという意味では、妥当ともいえる。しかし、この見解では、「国家神道体制」なるもので近代日本の宗教史を覆ってしまう結果となり、多様な宗教現象をひとつの檻のなかに追いたてるような性急さが感じられる。国家神道が国教でありながらも、教義を欠いた祭祀として成立したというのは、考えてみればたいへん奇妙なことであり、私は、なぜそのような結果になったのかを追求してゆくことで、村上説は乗りこえられるべきものだと思う。

明治初年の祭政一致や神道国教主義と、十五年戦争期の超国家主義や神道の強制という二つの時期のあいだに、固有の近代日本があったと考えると、べつな構図が浮かびあがってくる。より若い世代に属

する中島三千男、阪本是丸、赤澤史朗などは、実証研究を深めてゆく過程で、こうした方向で新しい歴史像を描くようになってきており、村上説とは対照的な歴史像を提示している。その論点は多岐にわたるが、国家神道の成立期を扱っている中島・阪本の研究から例示すると、明治十年代から日清戦争ころまでの国家による神社保護政策は、伊勢神宮はべつとして、きわめて希薄で、国家神道と呼べるほどの内実は存在しなかったこと、帝国憲法第二八条の「信教の自由」の規定が神道国教制を前提としているとするのは適切でなく、神道を信じない自由も含意されていたこと、などが主張されている。村上説とは異って、明治国家の支配体制と神社神道とのあいだに距離をおき、「信教の自由」に実質的な内容があったことを強調する立場である。」〔近代天皇像の形成〕岩波書店、平成四年五月、一九四―五頁¹⁵⁾

(3)、個別的な要素の認識と評価に関するもの。

①、神社の国家管理状態に対する認識と評価について。
阪本是丸氏の諸論文が、主にこの問題に向けられたものである（取り敢えず『国家神道形成過程の研究』岩波書店、平成六年一月、参照）

②、靖国神社について。

靖国神社が国家神道の重要な柱であったとする議論に対しては、創建当時の靖国神社にはそのような意図は認められないとする阪本是丸氏の批判がある（『明治国家と招魂社体制―靖国神社の成立と地方招魂社行政―』『神道学』一・二・三号、昭和五九年八月。後に『国家神道形成過程の研究』に所収）

③、神社参拝の強制などについて。

葦津珍彦氏は、それは満州事変以後の変則現象であって、近代全体の現象ではないと述べている（『帝国憲法時

代の神社と宗教」『明治維新神道百年史』第二巻、神道文化会、昭和四一年四月、一三六―四四頁。

④、宗教弾圧について。

葦津珍彦氏は、それは「国家神道」思想によるものではなく、官僚を支配していた啓蒙的科学合理主義に基づくものであったと述べている（『帝国憲法時代の神社と宗教』二四五―五一頁）⁽¹⁶⁾。

註

(1) 今日の書物における「創出」「偽造」といった言葉の氾濫は、マルクス主義幻想の崩壊という事態に正面から立ち向かうことが出来ない人びとの苦しい足掻き、あるいは逃避の現れのように見える。これらの人びとは、マルクス主義幻想の崩壊が、マルクス主義的思考様式の吟味ないし放棄を要求するものであることを認識しつつも、すでに自分自身の人生の意義を支えるものとすらなっている思考様式を問題にするには耐えられない。したがって、マルクス主義が敵視したもの（資本主義）を国民国家に置き換え、その不当性を告発することによって、間接的に自らのこれまでの歩みを正当化したいと願っているようである。こうした願いをもった人びとに新たな拠所を提供したものの一つが、「創出された伝統」論である。しかし、自らの思考の前提ないし枠組みを他者に依存する、あるいは借用するといった姿勢を改め、自らの限られた知性と感性のみによって自らの拠所を決する覚悟をしない限り、本質的な不安が解消されることはないであろう。

(2) この時の発表は「『国家神道』概念について」と題するものであった。その意図は、従来の「国家神道」論を検討していく前提として、「国家神道」論の大まかな流れを押え、村上説をその典型として吟味の第一の対象とすることの根拠を示すことにあつた。これを活字化することを差し控えたのは、この時点では、「国家神道」論が今後新たな展開をみせるのか、それとも一応の収束に向かうのかに関して、まったく断定的なことを言える状況ではなく、したがって、その後の展開をもうし

ばらく見極めた方が、全体像の整理としては適当であろうと考えたためである。

(3) ポスト・モダンという言説の流行以降は、このような考え方そのものが、既に旧いかもしれない。ただし、ポスト・モダン流行の中で盛んに使われた言葉に「脱構築」があるが、日本においてこのような言葉を用いることは「おこがましい」と思われる。そもそも近代日本の思想の前提や枠組みといった根幹部分において、「構築」などというものがどれ程存在したのか、そこにあつたもののほとんどは「借用」にすぎなかったのではないかと、筆者は疑っている。したがって、現在の日本は、「脱借用」の必要に迫られ、自らの思想を「構築」する段階によりやく達したのではないかというのが筆者の漠然たる思いである。そして、その「構築」は、次々と新しいものへ移ろうことによつてではなく、古いものの本質を見極めることによつてのみ可能となるのではあるまいか。

(4) 本稿も先行する整理を参考にしているが、それらに一々言及することは煩雑となり、かえつて読者の理解を妨げるように思われる。そこで、以下にその業績を紹介するに止める。

安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」(安丸良夫・宮地正人編『宗教と国家』日本近代思想体系5、岩波書店、昭和六三年九月) 五五三―九五頁。

安丸良夫「近代天皇像の形成」(岩波書店、平成四年五月) 一九三―一六頁。

山口輝臣「明治憲法下の神祇官設置問題―政教関係に関する一考察―」(『史学雑誌』一〇二編二号、平成五年二月) 二七―八頁。

阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年一月) 二―一頁。

高木博志「歴史学的研究(現代)」(國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、平成六年七月) 四二〇―二頁。

羽賀祥二『明治維新と宗教』(築摩書店、平成六年二月) 九―一五頁。

(5) なお、いずれの系統にも属さない「国家神道」論として、W・P・ウッダードの「国体狂信主義」論がある。これについては、拙著『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年四月）第十章参照。

(6) 拙稿「W・P・ウッダード「占領と神社神道」の原文と翻訳」（『皇學館論叢』一五九号、平成六年八月）23頁参照。

(7) 大原康男『神道指令の研究』（原書房、平成五年七月）一一七—二〇頁参照。

(8) ただし、政府指導者の意図は極めて政治主義的であったとの評価が附加されている。

「彼ら（長州・薩摩その他雄藩をバックにした下級武士層）の神道政策は全く政治主義的であり、彼らの政治目的に神道を利用することにはかならなかった。」（二五九頁）

「天皇対將軍という名分論が討幕派の有力な理論的武器となったことは変わりないが、決して神がかり的な神道説によってことが運ばれたのではないことは明らかである。天皇をさえ「玉」として、みずからの政治目的追求の手段と考えた、割切った政治論によって事態が進められたことは確言することができる。」（二六〇頁）

なお、以下、「国家神道の成立」からの引用は、引用文の後に頁数を付すにとどめる。

(9) 以下のような記述もある。

「昭和になってファシズムと戦争の時期に入ると国家神道の強制はさらに強められ「国民総動員」の手段とされた。」（二八六頁）

「古来神祇信仰はしばしば戦争と結びついて来たが、太平洋戦争に当ってはその目的のない絶望的な戦争に国民をかり立てる手段として、国家神道は極度に利用された。」（二八七頁）

(10) 以下のような記述もある。

「祭政一致の観念にもとづく国家神道の復活は、幕末の外圧がもたらした政治的危機に直面して実現せられたのである。」

「国家神道」論の系譜（上）（新田）

(二五八頁)

「君権思想を支えるものとして国家神道が形成された」(二八三頁)

「国家神道Ⅱ天皇教」(二八九頁)

(11) 以下、引用文中の「へ」は筆者の註を示す。

(12) 弾圧については以下のように記されている。

「国民の信教自由はことさらに圧迫されることとなった。戦争以前から大本教をはじめ天理本道・ひとのみち教団など神道系宗教が不敬罪・治安維持法違反などで弾圧され、またカトリックをはじめとするキリスト教徒も神社参拝の拒否などで処罰されるものもあり、国家神道を狂信する軍人のなかには、仏教も外国の宗教であるとして排撃するものがあらわれる状態であった。」(二八七頁)

(13) 以下、「国家神道」からの引用は、引用文の後に頁数を付すにとどめる。

(14) 村上氏の「君臨」説の根拠となっているのが、明治一七年に採用された管長制度である。それについて、村上氏は次のように述べている。

「政府は国教制度の当然の帰結として、宗教公認制度を採用し、神仏基三教を直接の統制下におき、国家神道体制を確立した。一八八四年(明治一七)の神仏教導職の廃止を境に、教派神道各教と仏教各宗派は、それぞれ管長をさだめ、教団は管長の権限で管理され取り締まられることになった。管長がさだめる規則には、教派神道では教規、教師にかんする規則が、仏教では宗制、寺法、僧侶・住職・教師等にかんする規則があったが、これらはすべて内務脚の認可を必要とした。こうして政府は、管長をつうじて各宗教を掌握する方式を、宗教行政の基本として採用した。管長の権限の確立とともに、「神道、仏道管長」は、勅任官待遇に準ずる取り扱いとすることがさだめられた。管長を天皇制

国家の高級官僚として取り扱うことよって、政府は、神仏各教にたいして、天皇への忠誠と国家神道教義の受容を、どこまでも徹底させていくことが可能となった。」(一三〇頁)

(15) 羽賀祥二氏は、諸氏の議論を認めながらも、村上氏を弁護して次のように述べている。

「村上の研究は現在の研究史から言えば、安丸良夫が指摘したように、戦前期の国家神道体制を明治期にそのまま投影して、国家と神社とのつながりを過大にとらえたと言えるだろう。しかしそうした研究の傾向は村上だけではなく、近代史研究全体にも言えることであって、村上のみが批判を受けるものではない。むしろ戦後のある時期までの天皇制と国家神道への批判的特徴的な方法が村上にも反映していると受け止めるべきだろう。」(『明治維新と宗教』築摩書房、平成六年一二月、一一頁)。

ここには、ファシズムを批判している論者であっても、自らの時代がもっているファシズム的性格に対して如何に無自覚・無力であるかが指摘されていて興味深い。

(16) 村上説を漠然とした形で前提としたものに大江志乃夫氏の議論がある(『靖国神社』岩波新書、昭和五九年三月)。しかし、大江氏の議論には正確な事実認識や論理構成を追求する姿勢はなく、「国家神道」論としても特に見るべきものがないため、註において紹介するにとどめておく。

(1) 「国家神道」の構造

「帝国憲法が天皇を天皇たらしめたところの宗教的権威とは、「告文」が明記しているように、皇位が「惟神の宝祚」であるという認識である。・・・この「惟神」の道すなわち神道であり、思想としての「惟神」の道と、制度すなわち帝国憲法に表現された国家形態としての近代天皇制とが、不可分の関係にあるものとして創出されたイデオロギーおよびイデオロギー装置が国家神道である。」(七六頁)

(2) 「国家神道」の成立

「一般に国家神道の成立は、行政制度面では、式部寮を宮内省に移して（一八七五年四月）宮中祭祀と神社祭祀との統合を実現し、神社行政の管轄を教部省（廃止）から内務省社寺局に移して（一八七七年一月）、国内一般行政との整合を期したことに求められている。このような行政制度のもとで、一八八二年一月、神官の教導職兼補を廃し、葬儀に関与しないものとされ（府県社以下では神仏教導職全廃まで従来どおり）、同年五月に教派神道の独立が承認され、八四年八月に神仏教導職が全廃され、ここに神社神道におけるいわゆる祭祀と宗教の分離がおこなわれた。

祭祀と宗教の分離といっても、実は国家の官職に属する神官が教化（布教）活動と葬儀から手をひき、国家の祭祀という活動にのみ従事する制度であった。この措置により、国家の祭祀をつかさどる神道は、教派神道・仏教・キリスト教の三教の上に君臨する超越的な国家宗教としての地位をあたえられた。国家神道の法制面での確立の画期として、帝国憲法の発布は大きな意味を持っていた。帝国憲法そのものが国家神道をイデオロギイ的基礎として成立した。」（八八頁）。

「国家神道」研究史年表

〔凡例〕

- 一、「広義の国家神道」論の系譜に属する論者、およびそれと関連する論者の論考を中心とした。
- 二、「狭義の国家神道」論の系譜に属する論者の論考は、●を付して、著書だけを載せた。

昭和

- 三四年 六月 藤谷俊雄「国家神道の成立」(『日本宗教史講座・第一卷』三一書房)
- 四三年 八月 藤谷俊雄「靖国神社と天皇制軍国主義」(『新しい歴史学のために』)
- 四四年 二月 藤谷俊雄「国家神道の本質」(『文化評論』八九号)
- 四五年 九月 福嶋寛隆「神道国教政策下の真宗—真宗教団の抵抗と体制への再編成—」(『日本史研究』一一四号)
- 四五年 一月 村上重良「国家神道」(岩波新書)
- 四七年 一月 藤谷俊雄「国家神道の基盤と成立」(『科学と思想』三三号)
- 四七年 六月 中島三千男「大教宣布運動と祭神論争—国家神道の確立と近代天皇制国家の支配イデオロギー—」(『日本史研究』一
二六号)
- 四八年 四月 孝本貢「神社合祀—国家神道化政策の展開—」(田丸徳善他編『日本人の宗教・第三卷・近代との邂逅』佼成出版社)
- 四八年 六月 藤谷俊雄「現代国家神道論批判」(『前衛』三五五号)
- 四八年 一月 村上重良「天皇制と国家神道」(戸頃重基編『天皇制と日本宗教』伝統と現代社)
- 四九年 一月 村上重良「ほんみち不敬事件」(講談社)
- 四九年 九月 村上重良「慰霊と招魂—靖国の思想—」(岩波新書)
- 四九年 一月 中島三千男「明治国家と宗教—井上毅の宗教観—宗教政策の分析—」(『歴史学研究』四一三三号)
- 五一年 六月 平野武「宗教法と憲法」(谷口知平編『宗教法入門』新日本法規)
- 五一年 七月 宮地正人「近代天皇制イデオロギー形成過程の特質」(『歴史評論』三二五号)
- 五一年 七月 ●神社新報社編『近代神社神道史』(神社新報社)
- 五一年 八月 中島三千男「大日本帝国憲法第二八条「信仰自由」規定成立の前史—政府官僚層の憲法草案を中心に—」(『日本史
研究』一六八号)

- 五二年 一月 米地実『村落祭祀と国家統制』（御茶の水書房）
- 五二年 二月 村上重良『天皇の祭祀』（岩波新書）
- 五二年 四月 中島三千男『明治憲法体制』の確立と国家のイデオロギー政策―国家神道体制の確立過程―（『日本史研究』一七六号）
- 五二年 五月 福嶋寛隆『神道非宗教論と真宗―靖国神社問題は真宗にとって何であるか―』（福嶋寛隆編『神社問題と真宗』永田文昌堂）
- 五二年 六月 宮地正人『近代史研究部会報告批判』（『日本史研究』一七八号）
- 五二年 八月 中島三千男『国家神道の確立と民衆』（『歴史公論』三卷八号）
- 五二年 二月 中島三千男『国家神道体制』研究の發展のために―宮地正人氏の批判に接して―（『日本史研究』一八四号）
- 五三年 一〇月 村上重良他編『宗教弾圧を語る』（岩波新書）
- 五三年 一二月 孝本貢『「思想国難」と神社―大正期を中心にして―』（下出積與博士還曆記念会編『日本における国教と宗教』大蔵出版）
- 五四年 三月 渡辺治『天皇制国家秩序の歴史的研究序説―大逆罪・不敬罪を中心として―』（『社会科学研究』三〇卷五号）
- 五四年 六月 宮地正人『近代天皇制イデオロギーと歴史学―久米邦武事件の政治史的考察―』（東京歴史科学研究会編『転換期の歴史学』合同出版）
- 五四年 一月 安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書）
- 五四年 一二月 渡辺治『ファシズム期の宗教統制―治安維持法の宗教団体への発動をめぐって―』（東京大学社会科学研究所『ファシズムと民主主義』研究会編『ファシズム期の国家と社会 4・戦時日本の法体制』東京大学出版会）
- 五五年 一二月 藤谷俊雄『神道信仰と民衆・天皇制』（法律文化社）

- 五六年 二月 羽賀祥二「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編（上）」（『人文學報』四九号）
- 五六年 五月 宮地正人「天皇制の政治史的研究」（校倉書房）
- 五六年 九月 村上重良「国家神道と日本の精神的風土」（『ジュリスト』七四八号）
- 五七年 一月 赤澤史朗「一九二〇年の宗教法案―宗教統制をめぐる諸対抗―」（『歴史学研究』五〇〇号）
- 五七年 三月 羽賀祥二「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編（下）」（『人文學報』五一号）
- 五七年 六月 赤澤史朗「教化動員政策の展開」（鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗』第四卷、日本評論社）
- 五七年 二月 羽賀祥二「東北各県の中小教院と仏教―教部省官員石丸八郎の活動を通して―」（『仏教史学研究』二五卷二号）
- 五七年 一〇月 村上重良「国家神道と民衆宗教」（吉川弘文館）
- 五八年 二月 平野武「近代天皇制国家の政教関係」（日本近代法制研究会編『日本近代国家の法構造』木鐸社）
- 五八年 九月 平野武「シユタインの日本政教関係論」（『龍谷法学』一六卷二号）
- 五九年 三月 大江志乃夫「靖国神社」（岩波新書）
- 五九年 六月 羽賀祥二「明治前期における愛国思想の形成」（飛鳥井雅道編『国民文化の形成』築摩書房）
- 五九年 八月 羽賀祥二「神道国教制の形成―宣教使と天皇教権―」（『日本史研究』二二六号）
- 五九年 九月 高木博志「神道国教化政策崩壊過程の政治史的研究」（『ヒストリア』一〇四号）
- 六〇年 四月 平野武「シユタインの日本政教関係論」（『宗教学研究』六号）
- 六〇年 一月 安丸良夫「排仏論から国体神学へ」（『仏教史学研究』二八卷一号）
- 六〇年 一月 村上重良「宗教の昭和史」（三嶺書房）
- 六〇年 二月 赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」（校倉書房）
- 六〇年 三月 羽賀祥二「明治国家形成期の政教関係―教導職制と教団形成―」（『日本史研究』二七二号）

六一年 二月 村上重良『天皇制国家と宗教』（日本評論社）

六一年 三月 安丸良夫「総論―歴史の中での葛藤と模索―」（井上光貞・上山春平監修・体系・仏教と日本人11・安丸良夫編「近代化と伝統―近世仏教の変質と転換」春秋社）

福嶋寛隆「国体神学と教団仏教の模索」（同右「近代化と伝統」）

六一年 三月 村上重良『靖国神社』（岩波ブックレットNO. 57）

六一年 六月 山本信良・今野敏彦「新装版・大正・昭和教育の天皇制イデオロギー」〔1〕―学校行事の宗教的性格―（新泉社）

山本信良・今野敏彦「新装版・大正・昭和教育の天皇制イデオロギー」〔2〕―学校行事の軍事的・擬似自治的性格―（新泉社）

六二年 四月 ●葦津珍彦「国家神道とは何だったのか」（神社新報社）

六二年 四月 山本信良・今野敏彦「新装版・近代教育の天皇制イデオロギー―明治期学校行事の考察」（新泉社）

六二年 五月 森岡清美「近代の集落神社と国家統制」（吉川弘文館）

六二年 八月 高木博志「明治維新と大嘗祭」（『日本史研究』三〇〇号）

六二年 二月 村上重良「天皇制国家による宗教弾圧」（遠山茂樹編「近代天皇制の展開―近代天皇制の研究2―」岩波書店）

六三年 五月 高木博志「明治維新と賀茂祭・石清水放生会」（岩井忠熊編「近代日本社会と天皇制」柏書房）

六三年 七月 多木浩二「天皇の肖像」（岩波新書）

六三年 九月 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（日本近代思想体系5『宗教と国家』、岩波書店）

宮地正人「国家神道形成過程の問題点」（同右『宗教と国家』）

平成

- 一年 一月 安丸良夫「近代天皇像の形成」(『歴史評論』四六五号)
- 一年 四月 高木博志「日本の近代化と皇室儀礼」(『日本史研究』三二〇号)
- 一年 九月 宮地正人「国家神道の確立過程」(『國學院大學日本文化研究所紀要』六四輯)
- 二年 三月 安丸良夫「近代転換期の天皇像」(『思想』七八九号)
- 二年 四月 平野武「信教の自由と宗教的人格権」(法蔵館)
- 二年 七月 高木博志「立憲国家形成と天皇の代替り儀式」(『歴史科学』一二二号)
- 二年 九月 高木博志「天皇をめぐる「賤」「穢」の変容」(『歴史評論』四八六号)
- 二年一〇月 平野武「明治憲法下の政教関係」(『公法研究』五二二号)
- 二年一〇月 岩井忠熊「国家神道と天皇制の「草の根」」(『文化評論』臨時増刊「続・天皇制を問う」新日本出版社)
- 二年一二月 中島三千男「天皇の代替りと国民」(青木書店)
- 三年 三月 羽賀祥二「近代天皇制と「以心伝心」のシステム」(『人文学報』六七号)
- 三年 四月 宮地正人「天皇制イデオロギーにおける大嘗祭の機能」(『歴史評論』四九二号)
- 三年 五月 高木博志「近代天皇制の文化的統合」(馬原鉄男・掛谷幸平編「近代天皇制国家の社会統合」文理閣)
- 三年 六月 高木博志「国家神道と大嘗祭―宮地報告へ天皇制イデオロギーにおける大嘗祭の機能Vを聞いて―」(『歴史評論』四九四号)
- 三年 六月 羽賀祥二「二つの史蹟碑」(『立命館文学』五二二号)
- 三年 八月 大江志乃夫「靖国違憲訴訟」(岩波ブックレットNO. 211)
- 三年一二月 高木博志「史蹟・名勝の成立」(『日本史研究』三五一号)
- 三年一二月 羽賀祥二「史蹟をめぐる歴史意識―十九世紀前期の歴史と文化―」(『日本史研究』三五一号)

- 四年 二月 高木博志「一八八〇年代、大和における文化財保護」(『歴史学研究』六二九号)
- 四年 五月 安丸良夫「近代天皇家の形成」(岩波書店)
- 五年 七月 鈴木正幸「皇室制度―明治から戦後まで―」(岩波新書)
- 五年 八月 高木博志「大嘗祭斎田拔穂の儀の歴史の変遷」(『日本史研究』三七二号)
- 五年 一月 羽賀祥二「歴史の遺蹟と地域社会」(『立命館史学』一四号)
- 六年 一月 ●阪本是丸「国家神道形成過程の研究」(岩波書店)
- 六年 四月 高木博志「維新変革と宮中儀礼」(田中彰編「近代日本の軌跡・明治維新」吉川弘文館)
- 六年 二月 羽賀祥二「明治維新と宗教」(築摩書房)
- 七年 三月 高木博志「初詣の成立」(西川長夫・松宮秀治編「幕末・明治期の国民国家形成と文化変容」新曜社)
- 七年 三月 平野武「政教分離裁判と国家神道」(法律文化社)
- 七年 二月 高木博志「日本美術史の成立・試論」(『日本史研究』四〇〇号)
- 八年 一月 中島三千男「海外(植民地)神社について」(アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編・アジア民衆法廷ブックレット・連続ハ小法廷Vの記録10「宗教の戦争責任―神社の海外進出と仏教の植民地布教」樹花舎)
- 八年 八月 平野武「宗教と法と裁判」(晃洋書房)
- 八年 二月 ●武田秀章「維新期天皇祭祀の研究」(大明堂)
- 九年 二月 高木博志「近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―」(校倉書房)
- 九年 四月 ●新田均「近代政教関係の基礎的研究」(大明堂)
- 一〇年 三月 「シンポジウム・国家神道とはなにか」(『正論』三〇七号)

(につた ひとし・皇學館大學助教授)